

## サービスの種類について

介護保険で受けられるサービスには、様々なものがあり、在宅サービス・施設サービス・地域密着型サービスの3つに分類してご紹介いたします。今回は『在宅サービス』のご紹介を致します。

### 在宅サービス一覧

在宅サービスには下記のようなサービスがあります。

#### ○介護予防支援・居宅介護支援

要介護認定者が適切なサービスを受けられるよう、下記のような支援などを行います。  
(1)介護認定の申請手続きや更新手続きの申請を代行します。  
(2)介護サービス計画(ケアプラン)の作成 およびサービス提供の支援を行います。  
(3)利用者からの苦情や疑問を受け付け、対応します。  
(4)要介護者が施設サービスへの入所を希望した場合、施設の紹介その他の支援を行います。

#### ○訪問入浴介護

看護師や介護職員が簡易浴槽を利用者様宅に持ち込んで、入浴の介護を行います。

#### ○訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが利用者様宅を訪問して、リハビリテーションを行います。

#### ○通所介護(デイサービス)

入浴、排せつ、食事などの介護や、その他の日常生活上の支援・お世話、機能訓練などを日帰りで行います。

#### ○短期入所生活介護(ショートステイ)

短期間入所して、入浴、排せつ、食事などの介護や、日常生活上の支援・お世話、機能訓練などを行います。

#### ○特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウスなどで、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他の日常生活上の支援・お世話、機能訓練および療養上のお世話を行います。



#### ○特定福祉用具販売

貸与になじまない入浴や排せつのための福祉用具の購入費を支給されます。対象品目は下記の通りです。  
(1)腰掛便座、(2)自動排泄処理装置(特殊尿器)のカップ、ホース部など消耗品、(3)入浴補助用具(入浴用介助ベルトを含む)、(4)簡易浴槽、(5)移動用リフトのつり具の部分  
※年間の上限10万円まで。指定事業者で購入した場合のみ対象となります。

#### ○訪問介護

ホームヘルパーなどが利用者様宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などや、その他の日常生活上の支援を行います。



#### ○訪問看護

看護師などが利用者様宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助などを行います。

#### ○居宅療養管理指導

通院が困難なサービス利用者様に対して、医師・歯科医師・薬剤師などが利用者様宅を訪問し、心身の状況や環境などを把握しながら療養上の管理や指導を行います。

#### ○通所リハビリテーション(デイケア)

理学療法・作業療法などのリハビリテーションや、入浴、食事の提供などを日帰りで行います。

#### ○短期入所療養介護(ショートステイ)

短期間入所して、看護、医学的管理のもとに介護及び機能訓練、必要な医療や日常生活上の支援などを行います。

#### ○福祉用具貸与

車いすやベッドなどの福祉用具を貸与できます。対象品目は下記の通りです。  
(1)車いす、(2)車いす付属品、(3)特殊寝台(介護用ベッドなど)、(4)特殊寝台付属品、(5)床ずれ防止用具(エアーマットなど)、(6)体位変換器(起き上がり補助用具を含む)、(7)手すり、(8)スロープ、(9)歩行器、(10)歩行補助杖、(11)認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む)、(12)移動用リフト(つり具の部分を除く)(階段移動用リフトを含む)、(13)自動排泄処理装置(特殊尿器)(本体部のみ。カップ、吸引用ホースなどを除く)

#### ○住宅改修費の支給

住み慣れた自宅での暮らしを可能とすることを目的として、日常生活の自立を助けたり、介護者の負担を軽くしたりするための住宅改修工事の費用を支給されます。対象工事は下記の通りです。  
(1)手すりの取り付け、(2)段差の解消、(3)滑りの防止および移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更、(4)引き戸などへの扉の取り替え、(5)洋式便器などへの便器の取り替え、(6)その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修  
※要介護者一人につき上限20万円まで。事前に申請する必要があります。

次回は、施設サービス・地域密着型サービスについてです。